

独占禁止法の行政処分に関する審判制度は、公正取引委員会が第一審の裁判所と同じ権能を持つ行政審判ではなく、直接地方裁判所に処分の取り消しを求める訴訟を提起する方式に改めらるべきである。取り消し訴訟方式は世界の潮流であり、現行の方式は公正さ欠ける面が否めない。

日米二国のみが行政審判を導入

内閣府の独占禁止法基本問題懇談会は、今年六月にまとめた報告書の中で、独占禁止法の行政処分に関する審判制度のあり方に関する問題点を指摘した。すなわち、公正取引委員会の命令に關して不服がある場合に被処分者の請求により審判を行うという現行の事後的

経済教室

不服審査型審判方式（事後審判）、事前の審判手続により審査官と被審人がそれぞれの主張や証拠を提出した上で審決によって排除措置や課徴金納付を命じる。かつて採用されていた事前審査型審判方式（事前審判）という二種類の行政審判と、処分不服がある場合に地方裁判所に直接取り消し訴訟を提起する取り消し訴訟方式という三つの方式を比較し、恒久的には審判の迅速化などの措置を講じた上で、事も、歴史的には米英と同じような事前審判のみが採用することが適当であると結論づけた。

行政審判とは、独立の

独占禁止法違反事件に関する手続き 行政審判より直接訴訟で

世界の潮流見据え 公正さ欠く公取委の審決

に審決取り消し訴訟を提起することができ、

審査と審判 あわせ持つ

このように事前審判は、専門性を尊重して第一審裁判所の手続と同様な慎重な手続が採用されている。このため証人尋問などの事実審理を尽くし、審判に提出された証拠により違反事実を認定し、主張・反論に対する回答も記載した判決類似の審決を作成することになり、審決まで通常の三年間がかかるという欠点がある。そもそも調査を行い価格協定があると判断して審判を開始した公取委が、再審査を担当

村上 政博

一橋大学教授



専属管轄権 東京地裁に

行政審判を維持すべき論拠としては、独立行政委員会を高々評価し、独立行政委員会と行政審判とは歴史的に結びついていて、これを重視して、独立行政委員会の存続を危うくさせないという点が挙げられる。だが、既に韓国などアジアのいくつかの国では、独立行政委員会と大陸法的な行政手続とを組み合わせた制度を採用している上、今日組織形態を見直さず、行政審判の廃止が公正取引委員会の廃止につながるというのでは、紀要（きぎょう）にすぎない。この取り消し訴訟型の下に、行政聴聞手続を整備して、東京地裁への専属管轄権を付与すると、独占禁止法違反事件を処理するための理想的な行政手続となる。専門的事件の適正な処理という観点からは、事前手続として行政聴聞手続を充実、整備するべきである。行政聴

その代替として事後審判制度を導入したことは問題があるといえよう。そもそも、事前審判であれ事後審判であれ、価格協定を認めない審決について高等裁判所に提起しても、実質的証拠原則にしろられる上、高等裁判所の手続きにおいて審判が提出しなかつた証拠の提出は禁止される（新証拠の提出制限）。このため、カルテルの有無という事実認定については裁判で争う道も実質的に閉ざされる結果となつてい

わね、連邦取引委員会が勝訴してその命令が認められると、事業者側は審判で争って数年後に勝訴しても意味がなくその企業結合を断念するのである。反対に、事業者側が勝訴して取引委員会の申立てが棄却された場合、同委員会が差し止めの求めで審判開始決定を執行し数年後に勝訴しても既に完了した企業結合を分割して元に戻すことも不可能であることから審判開始決定を断念する。大陸法系の法制をとる

ば価格協定の不存在などを主張し地方裁判所に取り消し訴訟を提起する。証拠は法律で定められた証拠原則に拘束されず、証拠協定の有無などについて自由に判断する。競争法の手続きとして、欧州連合や欧州各国のみならずアジア諸国、中南米諸国でも大陸法系の国では取り消し訴訟型を採用し、これが国際標準になっている。

取り消し訴訟については、判断の統一性を確保するために、東京地裁が専属管轄権を持つべきである。現在でも独占禁止法違反の差し止め請求訴訟が東京地裁に提起された場合、同商事部が訴訟を受け持つことになっている。東京地裁が専属管轄権をもつと、商事部が受け皿となつて事実上専門部として機能することになる。日本の裁判官の中でも、ビジネスにも通じた、かつもっとも優秀な裁判官が担当することになり、十分に信頼にたつ司法審査ができるものと考えられる。

行政手続における適正手続の確保は、価格協定などに対する制裁を重くし、さらに課徴金の対象違反行為を私的独占などに拡大するための大前提となる。法改正から施行までに最長でも今後三年程度は要することを考えれば、再審査を裁判所にゆだねる取り消し訴訟型への移行をただちに決定すべきであらう。

むつかみ・まさひろ
49年生まれ。東大法学。専門は経済法。